

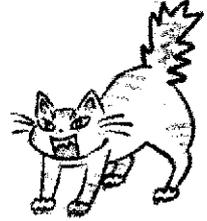
阪大分会 ニュース

関西単一労働組合大阪大学分会
大阪市淀川区十三東 3-16-12 TEL&FAX:06-6303-0449
http://handaibunkai.xxxxxxxx.jp/

あらゆる相談受付中！！
正規・非常勤・派遣・委託など1人でも
入れる組合です

石橋組合員の地位確認裁判

大阪地裁の不当判決を弾劾する！



2016年12月14日、大阪地裁・内藤裕之裁判長は石橋組合員の地位確認請求に対して不当判決を出しました。非正規労働者の労働実態や闘争経過を一切無視した大阪地裁の判断に怒るよりもあきれ返るばかりです。石橋組合員は、なぜ「お知らせ」の通知だけで、12年働き続けてきた労働者から職を奪うことができるのか、と訴えました。大阪地裁は「有期雇用だから当然」と判断し、労働者の生き死にの問題である解雇問題をばっさり切り捨てたのです。こんな裁判が認められてはいけないと、石橋組合員は12月21日に控訴しました。これまでのご支援ご協力に感謝を述べるとともに、今後ともよろしくお願ひします。

大阪地裁は、①法人化後、3回の更新②法人化後、11年の継続雇用③「臨時的業務」ではないこと、の3点は認めた。「11年の継続雇用」は、実質無期雇用（労契法19条1号）といえる。また、「3回の更新」は、次の更新に対する期待（労契法19条2号）があるといえる。しかし、④更新の手続きが形骸化しているとはいえないこと⑤「当分の間」はいずれ終わる、と認識し得たこと⑥大学が「定年まで働ける」と言ったと認められないこと、をもって労契法19条1号には該当しないと判断し、もっとも重要な争点であった不更新条項の成否について判断を避けた。

更新手続きについては、形式的な書類があるということにすぎない。意向確認は「更新でいいよね」と更新を前提としたやりとりでしかない。長期非常勤職員は「定年まで働ける」という発言を信じており、09年「お知らせ」までは「当分の間」が廃止されるとは思っていなかった。

④⑤⑥は、事実認定自体が誤っている。それなのに大阪地裁は①②③を認めておきながら、その事実を軽視した。大阪地裁は、更新手続きの書類、「当分の間」・就業規則・「お知らせ」など形式的な書類しかみていない。このような書類だけの判断では、労契法19条1号に該当する非正規労働者は皆無に等しくなる。

厚労省「労働契約法のあらまし（2012年12月）」を読むと、大学が就業規則や「お知らせ」で一方向的に更新年数の上限を宣言したとしても、そのことのみでは労契法19条1号の該当性は否定されない。労契法19条の「更新の申込み」は、「使用者による雇止めの意思表示に対して、労働者による何らかの反対の意思表示が使用者に伝わるもの」でよい。その「更新の申込み」をしたことの主張・立証は、労働者が雇止めに異議があることが、例えば、訴訟の提起、紛争調整機関への申立て、団体交渉等によって使用者に直接又は間接に伝えられたことを概括的に主張立証すればよいとされている。

私たちは、団体交渉等で「お知らせ」への反対の意思表示をし、2013年の更新において「3年・更新あり」を要求した。解雇を阻止するために将来の地位確認の裁判も提起した。さらに就労闘争でも継続雇用を要求し続けている。これらは、明確な「更新の申込み」なのだから、客観的合理的な理由もなく、「制度だから」「期間満了だから」といって大学が労働契約の更新を拒絶することはできない。

厚労省の方針にさえ背く大阪地裁判決を弾劾し、控訴審で勝利をかちとるぞ！



裁判での証拠調べと歴史学の文献史料

北泊 謙太郎

石橋さんの地位確認訴訟の判決が、昨年12月14日に大阪地裁で出されました。その結果は、石橋さんの訴えを退けるものでしたが、この判決文を読んで私がまず感じたことは、今回の大阪地裁の証拠調べと、私の専門分野である歴史学での文献史料の取り扱いとはずいぶん異なるものなんだな、ということでした。

歴史学では「史料批判」が重要

歴史学は、おもに文献史料に立脚してその時代の歴史像を描くものですが、議論を組み立てるにあたっては、すべての文献史料を平等に取り扱う訳ではありません。文献史料は、大別すると一次史料と二次史料に分けられます。一次史料とは、事実の発生直後もしくは間もない時点でその人が自らのために作成した書類で、書翰(手紙)・日記などがこれにあたります。これに対して二次史料とは、事実の発生から一定の時間的経過後、ある目的のために一次史料を利用して書きあらわした書類で、『日本書紀』や『吾妻鏡』などの編纂物などがこれに該当します。

ここで重要なのは、文献史料の情報量という点では圧倒的に二次史料が多いのですが、文献史料の信頼度(信憑性)では一次史料が高いという点です。二次史料は、一定の時間の経過後に、一次史料を作成した人物とは別の人物の手で作成されているため、情報価値という点では一次史料よりどうしても劣ることになります。そのため、歴史学では、その史料が信頼できるかどうかを見極める「史料批判」という作業が重視されるのであり、逆に史料批判が不十分な論文は、論文として認められないことになります。

証拠調べの基本的作業を怠った判決

しかしながら、今回の大阪地裁の判決文(内藤裕之裁判長)は、どうやら、歴史学の方法論とは真逆の方法で立論されているようです。つまり大阪地裁は、原告の石橋さんや組合側が作成した「一次史料」よりも、大学側が作成した「二次史料」の方に絶対的な信頼を置いているということです。

例えば、大学側(人事課)は、組合との団体交渉を何回か行った後に、これまでの団体交渉の経過と双方の論点、そして大学側の主張の正当性を述べた「回答書」を組合側に送ってくる場合があります。この回答書は、外形的にはよくまとまったものですが、その回答書に記されている組合側の論点は大学側の解釈によるものであり、その内容が正しいかどうかは、組合側の文書と付き合わせることで確認されなければなりません。しかしながら、大阪地裁の判決文ではその基本的な手続きさえ怠っており、大阪大学の提出した書面だから間違はずがないという裁判官の思い込みで立論されているように読めました。

加えて、今回の判決文では、事実認定(とくに原告の石橋さんや組合側の主張)においても間違っているところが多々見受けられます。別の裁判にかかわっている弁護士の先生から聞いた話ですが、こういう裁判の判決文は、最初に結論があり、その結論に沿った証拠を並べて書くため、敗訴側の証拠が無視されたり、事実をねじ曲げられたりすることがままあるそうです。今回の大阪地裁の判決文でも、まさに結論ありきの文章となっていますが、大学側を勝たせるためにいろいろと無理な解釈をしている点が数多く見受けられます。私は裁判所に多くは期待していませんが、せめて証拠調べでは、歴史学でいう「史料批判」をしっかりと行ってほしいものです。

<全国の動き>

文科省：「5年雇止めは労契法の趣旨に反する」

・昨年12月、文科省は有期労働者が5年の継続雇用で無期雇用に転換できるルール(労契法18条)について、「無期転換をさけるために雇止めをすることは労契法の趣旨に反する」と各国立大学に事務連絡を出した。

・東北大学に続き、山形大学でも、無期転換申込権の発生を制限することへの見直しははじまっている。

労契法20条違反裁判・学習会のご案内

日時：1月31日(火) 18:30~

場所：エルおおさか 研修室4

(地下鉄天満橋駅下車)

テーマ：同志社大学「夜間手当」裁判と「同一労働同一賃金ガイドライン案」の検討

講師：中村和雄弁護士

主催：関西圏大学非常勤講師組合

(労契法20条：期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違の禁止)

